

「発電用水力設備の技術基準の解釈」の一部改正について

令和元年5月16日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 改正の経緯

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、電気工作物が適合しなければならぬ技術基準として、「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）」を定めるとともに、省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を具体的に示した「発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511商局第3号）」（以下「水技解釈」という。）を定めている。

水技解釈については、日本電気技術規格委員会（JESC）からの要請を踏まえ、技術的進歩や実績データの蓄積等に応じた見直しを行ってきたところ。

今般、JESCから新たな要請があったため、適切な保安水準を確保することができると確認されたものについて、所要の改正を行う。

2. 改正内容

水技解釈第23条及び第33条に引用しているJESC H3004「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」が改訂されたことに伴い、年版改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和元年5月 パブリックコメント

令和元年6月 公布・施行

以上